

災害発生時における社会福祉施設
支援体制マニュアル

令和2年10月
千葉県健康福祉部

余白ページ

目 次

1	マニュアル作成の背景・目的	1
2	本マニュアルの対象範囲	1
3	被害状況及び支援ニーズの把握	
	(1) 連絡・通信手段の確保	2
	(2) 被害状況・支援ニーズの把握	2
4	支援物資等の要請方法	8
	①生活用水（給水車）	8
	②燃料	10
	③飲料水（ペットボトル）・食料・日用品・衛生用品等	14
	④発電機の貸し出し	14
	⑤電源車	
5	被害状況の集計・公表等	
	(1) 国への報告	19
	(2) 災害対策本部への報告	19
6	参考資料	23

1 マニュアル作成の背景・目的

■近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

本県でも令和元年房総半島台風、東日本台風、10月25日の豪雨と大きな災害が短期間のうちに連続して発生し、特に房総半島台風では広範囲にわたり、長期間の停電や断水、通信遮断等が発生した。

■社会福祉施設には高齢者、障害者、乳幼児の他、災害時に特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者という。」）が入所しており、速やかな支援を行う必要があったが、特に令和元年の房総半島台風の際には停電による通信遮断により、全施設への安否確認や要望聴取に数日を要することとなった。

また、物資や電源車等の要請方法が明確となっていなかった。

■こうした教訓を踏まえ、災害発生時における社会福祉施設への支援を迅速に行うため、被害状況や支援ニーズの把握及び支援物資の要請方法等に係るマニュアルを作成することとした。

2 本マニュアルの対象範囲

■本マニュアルが対象とする社会福祉施設（以下「施設等」という）は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行うための施設のうち、入所型かつ県所管の施設とする。

（児童養護施設、障害者支援施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設等）

■上記以外の施設・事業所（保育所、デイサービスセンター等）については、支援物資等の要請方法など、必要に応じて準用することを想定している。

■本マニュアルでいう災害とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項1号に規定する災害をいう。

3 被害状況及び支援ニーズの把握

(1) 連絡・通信手段の確保

災害発生時は回線障害や通信制限により、広い地域で通信遮断が起こる可能性があるため、各施設所管課においては、通常使用される施設等の固定電話やメール以外の連絡手段をあらかじめ確保しておくことが必要である。

- ①停電等により施設の固定電話及びメール等が不通になった場合に備え、施設長・施設職員の携帯電話・メールを確認するなどあらかじめ複数の連絡先を確保しておく
- ②上記により連絡がとれない施設等については、施設所管課等が直接現地確認を実施する。

(2) 被害状況・支援ニーズの把握

上記(1)の連絡・通信手段により、各施設等に対し人的被害・建物被害・停電・断水等の状況を確認し、併せて物資等の支援ニーズについて聞き取りする。

各施設等への聞き取りの際は、「被害状況等個別調査票」(P4～P7:様式1)を適宜活用すること。

(参考) 令和元年東日本台風(台風19号)時の対応

安否確認ができない施設等については、現地へ直接出向いて状況把握を行う健康福祉部職員として「現地情報連絡員」を事前に指定し、現地確認を行った。

○指定要員：各保健所2名程度(主担当・副担当)※主担当は主査級以上

○調査対象：連絡が取れない施設等(本庁関係課から依頼)

○通信手段：衛星電話(各保健所1台、計16台)各携帯キャリアから配布

※令和元年の房総半島台風や東日本台風の際は、本マニュアルが未整備かつ被害が甚大であったため、施設等の支援にあたって臨時応急の対応を行った。

支援の手順等については、その後整備した本マニュアルの内容とは必ずしも一致しない部分があるが、参考として記載した。

(参考) 衛星電話について

令和元年房総半島台風(台風15号)時の対応

国(総務省)と通信事業者の協力のもと、停電中でも通話の支障のない衛星電話等を、施設からの要請を待つことなく停電中の施設(82施設)へ配布した。

キャリア:ソフトバンク、NTTドコモ、KDDI

配布方法:各キャリアのエリア担当者が施設を回って配布(マニュアルも配布)

貸与期間:回収方法とともに別途お知らせした。

留意点等:衛星電話は屋外か、室内の場合は南側の窓の近くでないと使用

できないことを各キャリアの配布担当者から施設に説明。

緊急の場合、ボタンを一つ押すと

健康福祉指導課(043-223-2313)に繋がるように

設定した。

今後、施設において通信手段が途絶した場合は、総務省等と調整の上、衛星携帯電話の確保についても検討する。

様式 1

被害状況等個別調査票

令和 年 月 日現在

施設種別（ 児童 ・ 高齢 ・ 障害 ・ 救護 ）

施設名 _____

所在地 _____

入所者数 _____

連絡先（電話番号） _____

担当者 _____

1 被害情報等（チェックを入れてください）

①連絡確認の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
②人的被害の状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
死者・負傷者 ※台風に直接起因するもの <input type="checkbox"/> 死亡者有り（ 人） <input type="checkbox"/> 重傷者（入院・搬送）有り（ 人） <input type="checkbox"/> 軽傷者有り（ 人） <input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> その他（要入院者だが搬送できない方がいる）		
③建物被害の状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり （被害内容： _____） <input type="checkbox"/> サービス提供の継続に支障はないが重大な被害あり （被害内容： _____） <input type="checkbox"/> 軽微な被害あり （被害内容： _____）		
④入所者の他施設等への避難の有無		
<input type="checkbox"/> 避難有り（避難場所 _____） <input type="checkbox"/> 避難無し		
⑤断水の状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
有の場合、無援助でどの程度維持できるか（ _____ 日 _____ 時間）		
⑥停電の状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
有の場合、無援助でどの程度維持できるか（ _____ 日 _____ 時間）		

2 物資等の状況（チェックを入れてください）

①飲料水の状況	
<input type="checkbox"/> 定期的に十分確保できている。	<input type="checkbox"/> 2～3日以上は確保している。
<input type="checkbox"/> 2～3日分は確保しているが、その後については確保に支障がある見通し。	
<input type="checkbox"/> 今日の確保にも支障がある。	
②食料の状況	
<input type="checkbox"/> 定期的に十分確保できている。	<input type="checkbox"/> 2～3日以上は確保している。
<input type="checkbox"/> 2～3日分は確保しているが、その後については確保に支障がある見通し。	
<input type="checkbox"/> 今日の確保にも支障がある。	
③生活用水の状況	
<input type="checkbox"/> 定期的に十分確保できている。	<input type="checkbox"/> 2～3日以上は確保している。
<input type="checkbox"/> 2～3日分は確保しているが、その後については確保に支障がある見通し。	
<input type="checkbox"/> 今日の確保にも支障がある。	
④自家発電装置の燃料の状況	
<input type="checkbox"/> 定期的に十分確保できている。	<input type="checkbox"/> 2～3日以上は確保している。
<input type="checkbox"/> 2～3日分は確保しているが、その後については確保に支障がある見通し。	
<input type="checkbox"/> 今日の確保にも支障がある。	
<input type="checkbox"/> 自家発電装置を有していない。	

3 避難状況

①災害発生時の入所者数（利用者数）	人
うち避難者数	人
②避難先（チェックを入れてください）	
<input type="checkbox"/> 他施設（ 人）	<input type="checkbox"/> 病院（ 人）
<input type="checkbox"/> 避難所（ 人）	<input type="checkbox"/> 自宅（ 人）
<input type="checkbox"/> その他（場所： ）（ 人）	
③避難者に関する留意事項	

4 物的支援の必要な場合

(1) 飲料水（ペットボトル）及び食料（通常分）

各市町村の災害対策本部へ、直接、要請してください。

(2) 生活用水

5 t 車が入れるかどうか （道路幅 4 m 以上あるか）	
不足量（リットル）	
不足する時期（見込み）	
停電しているかどうか	
タンク貯水量（リットル） （わかれば記載願います）	
タンクの位置（階）	
1 日の必要量（リットル） （わかれば記載願います）	
連絡先（電話番号）	
担当者名	

(3) 燃料（ガソリン、軽油等）

別紙様式に記載

(4) 電源車

施設定員	
支援要請必要の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(5) その他の物資について

具体的に支援してほしいもの・必要量等を記載

--

5 人的支援の必要な場合

必要な職種・人数等を記載

6 その他

困っていること等を記載

4 支援物資等の要請方法

災害発生により、物資の支援が必要となった場合、施設等は①から⑤により、要請すること。

県施設所管課においては、施設等から要請があった場合には県災害対策本部へ報告するとともに、健康福祉指導課法人指導班に情報提供を行う。

①生活用水(給水車)

ア 断水時の生活用水の支援は原則として、当該施設等が所在する地域を所管する水道事業者(〇〇市水道課、 ■■水道企業団等)によって実施されるため、施設等がその所在する地域を所管する水道事業体に支援を要請する。

千葉県水道事業者一覧

千葉県 水道事業者一覧	検索
-------------	----

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/souki/jigyoutaiu.html>

千葉県営水道 給水区域	検索
-------------	----

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/souki/suidoukyoku/kyuusuiuki.html>

イ ただし、公共水道を使用せず、井戸水を使用している施設等は、水道事業者の判断で支援ができない場合もあるため、市町村災害対策本部を通じて支援を要請する。

水道事業者と連絡が取れない場合も、施設等は直接市町村災害対策本部(連絡先一覧はP10)に連絡し、支援を要請する。

ウ 施設等の所在地域を所管する水道事業者のみの支援では賄いきれない場合、県総合企画部水政課が他水道事業者へ給水支援の要請を行い、県災害対策本部に報告する。

エ 施設等は上記ア～イの支援要請を行った場合、県施設所管課へ報告を行い、県施設所管課は生活用水要請一覧(P9:様式2)により県災害対策本部へ報告し、健康福祉指導課法人指導班に情報提供を行うこと。

報告先: 県災害対策本部 応急対策班 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-1127

健康福祉指導課法人指導班 hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-6294

7 市 町 村<資料2-7>

機関名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話番号
千葉市	危機管理課	260-8722	中央区千葉港1-1	043(245)5151
銚子市	危機管理課	288-8601	若宮町1-1	0479(24)8193
市川市	危機管理課	272-8501	八幡1-1-1	047(334)1507
船橋市	危機管理課	273-8501	湊町2-10-25	047(436)2032
館山市	社会安全課	294-8601	北条1145-1	0470(22)3442
木更津市	総務課	292-8501	潮見1-1	0438(23)7094
松戸市	危機管理課	271-8588	根本387-5	047(366)7309
野田市	防災安全課	278-8550	鶴拳7-1	04(7123)1111
茂原市	総務課	297-8511	茂原道表1	0475(20)1519
成田市	危機管理課	286-8585	花崎町760	0476(20)1523
佐倉市	防災防犯課	285-8501	海隣寺町97	043(484)6131
東金市	消防防災課	283-8511	東岩崎1-1	0475(50)1226
旭市	総務課	289-2595	二1920	0479(62)5311
習志野市	危機管理課	275-8601	鷲沼1-1-1	047(453)9211
柏市	防災安全課	277-8505	柏5-10-1	04(7167)1115
勝浦市	総務課	299-5292	新官1343-1	0470(73)6640
市原市	防災課	290-8501	国分寺台中央1-1-1	0436(23)9823
流山市	防災危機管理課	270-0192	平和台1-1-1	04(7150)6312
八千代市	総合防災課	276-8501	大和田新田312-5	047(483)1151
我孫子市	市民安全課	270-1192	我孫子1858	04(7185)1843
鴨川市	消防防災課	296-8601	横着1450	04(7093)7833
鎌ヶ谷市	安全対策課	273-0195	新鎌ヶ谷2-6-1	047(445)1141
君津市	危機管理課	299-1192	久保2-13-1	0439(56)1248
富津市	総務課	293-8506	下飯野2443	0439(80)1266
浦安市	防災課	279-8501	猫栗1-1-1	047(351)1111
四街道市	危機管理室	284-8555	鹿渡無番地	043(421)6102
袖ヶ浦市	危機管理課	299-0292	坂戸市場1-1	0438(62)2119
八街市	防災課	289-1192	八街335-29	043(443)1119
印西市	防災課	270-1396	大森2364-2	0476(42)5111
白井市	市民安全課	270-1492	復1123	047(492)1111
富里市	市民活動推進課	286-0292	七栄652-1	0476(93)1114
南房総市	消防防災課	299-2492	富浦町青木28	0470(33)1052
匝瑳市	総務課	289-2198	八日市場ハ793-2	0479(73)0084
香取市	総務課	287-8501	佐原口2127	0478(50)1201
山武市	消防防災課	289-1392	殿台296	0475(80)1116
いすみ市	危機管理課	298-8501	大原7400-1	0470(62)2000
大網白里市	安全対策課	299-3292	大網115-2	0475(70)0303

②燃料

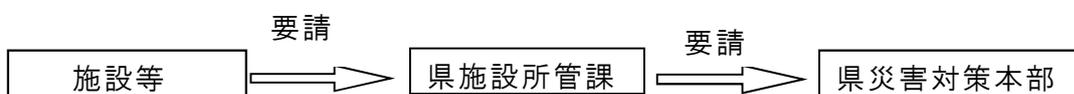
ア 県施設所管課は、所管する施設に対しあらかじめ必要な事項(燃料の種類・タンクの位置・ローリーが入れるか等)を記載した「燃料調整シート」(P12～P14:様式3)について調査を行い、県災害対策本部に提出する。
(令和元年12月16日付け危第894号及び令和2年6月29日危第297号危機管理課通知(P25)を参照。提出していない施設等については、災害に備え、県施設所管課が「燃料調整シート」の作成を施設等に依頼する。)

イ 発災時に施設から支援要請があった場合、施設所管課は「部局名」・「施設種別」・「番号」・「施設名」を記載した「燃料要請一覧」(P15:様式4)を県災害対策本部に提出する。

ウ 発災時に、「燃料調整シート」を未提出の施設等において支援の必要が生じた場合、県施設所管課が要請施設と連絡調整の上、「燃料調整シート」を作成し、県災害対策本部へ要請する。

要請先: 県災害対策本部物資支援班 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-1127



エ 上記イ及びウの支援要請を行った場合、県施設所管課は、健康福祉指導課法人指導班に別紙様式4(P15)により、CCで情報提供を行う。

健康福祉指導課法人指導班 hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-6294

(参考)市町村所管施設

令和元年12月16日付け危第894号及び令和2年6月29日危第297号で危機管理課依頼により「電源車要請リスト」を提出済の施設等については、「市町村名」・「施設種別」・「施設名」・「市町村が提出したリストの番号」で対応可能なため、市町村から県災害対策本部へ直接要請する。

提出していない施設等は、市町村が要請施設を取りまとめ、「燃料調整シート」を作成し、県災害対策本部へ直接要請する。

要請先: 県災害対策本部物資支援班 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-1127

表 石油元売会社が使用するタンクローリーのおおよそのサイズ
(積載量別)

積載量	所要占有幅	全長	全高	全幅
14 k・	約6m	約9m	約3m	約 2.5m
16 k・	約6m	約 9.5m	約3m	約 2.5m
20k・	約 7.5m	約12m	約3m	約 2.5m
新型 24k・	約 7.5m	約 12.5m	約3m	約 2.5m
24k・	約8m	約14m	約3m	約 2.5m
26k・	約9m	約15m	約3m	約 2.5m
28k・	約9m	約16m	約3m	約 2.5m

※ 車両メーカーにより若干規格は異なります。

※ 所要占有幅とは、タンクローリーが 90 度旋回する際に、必要となる幅です。例えば 26KL 積ローリーの場合、車体の全幅は 2.5m でも、旋回する際は直径 9m の道路幅が必要となります。

「新型 24 KL」とは従来の 24 KL 積ローリーより小型化した新しい規格のタンクローリーです。従って、24 KL 積ローリーは 2 種類存在しますが、燃料調整シートには数字のみを入力し、車長の短い「新型」に限定される場合はその旨備考欄に記入してください。

⑤電源車

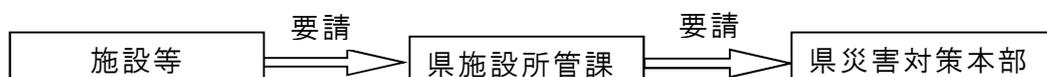
ア 県施設所管課は、所管する施設に対しあらかじめ必要な事項(供給特定番号、電源車のスペース等)を記載した「電源車要請リスト」(P17:様式5)について調査を行い、県災害対策本部に提出する。

(令和元年12月16日付け危第894号及び令和2年6月29日危第297号危機管理課通知(P26)を参照。提出していない施設等については、災害に備え、県施設所管課が「電源車要請リスト」の作成を施設に依頼する。)

イ 発災時に施設から支援要請があった場合、県施設所管課は「部局名」・「施設種別」・「番号」・「施設名」を記載した「電源車要請一覧」(P18:様式6)を県災害対策本部に提出する。

ウ 発災時に、「電源車要請リスト」を未提出の施設等において支援の必要が生じた場合、県施設所管課が要請施設と連絡調整の上、「電源車要請リスト」を作成し、県災害対策本部へ要請する。

千葉県災害対策本部応急対策班 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp
FAX 043-222-1127



エ 上記イ及びウの支援要請を行った場合、県施設所管課は、健康福祉指導課法人指導班に別紙様式6(P18)により、CCで情報提供を行う。

健康福祉指導課法人指導班 hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp
FAX 043-222-6294

(参考)市町村所管施設

令和元年12月16日付け危第894号及び令和2年6月29日危第297号で危機管理課依頼により「電源車要請リスト」を提出済の施設等については、「市町村名」・「施設種別」・「施設名」・「市町村が提出したリストの番号」で対応可能なため、市町村から県災害対策本部へ直接要請する。

提出していない施設等は、市町村が要請施設を取りまとめ、「電源車要請リスト」を作成し、県災害対策本部へ直接要請する。

要請先: 県災害対策本部 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp
FAX 043-222-1127

様式5 電源車要請リスト

○災害時の医療施設等重要施設に係る設備等調査（石油類燃料・電源車関係）

番号	優先順位	施設種別	施設名称	所在地		非常用電源		燃料の種類	用途	数量(ℓ)	施設担当者	電話	備考 (契約者のお客番号)
				市町村名	字・番地	有・無	持続時間(h)						

供給地点特定番号 <small>※供給場所を特定する22桁の番号</small>	業種用途	(高圧以上の場合)			自衛措置								
		備考	電気主任技術者	連絡先	有・無	設備情報	備考	自衛措置による救済設備	燃料補給先	連絡先			

(高圧以上の設備が該当) 電気主任技術者に確認して記載してください

契約電力 (kW)	発電機車							追加・修正
(例) 500kW	東京電力引込柱 (a) (例) 【架空線】東電12号柱 【地中線】CH12	(a) 付近の駐車スペース 敷地内 敷地外 無 	お客さま柱有 無 (b) 有 無 (建物への直接引込など)	(b) 付近の駐車スペース 敷地内 敷地外 無 	相回転 低圧回路(動力)の1次側 正回転 逆回転	キュービクル位置 地上 建物内 屋上 その他	その他特記事項	追加項目以外(A列からN列)を追加・修正をした場合選択

[留意事項]

- ・電源車については、台数に限りがあるため、要請すれば必ず派遣されるものではなく、派遣の優先度については下記のとおりである。

<電源車優先度>

	社会福祉施設等
特A	○人工呼吸器使用者等がおり、非常用電源の稼働時間が残り少ない等、電源の喪失が生命にかかわる場合
A	下記のいずれかに該当する場合 ○非常用電源を有しない場合又は故障等により使用できない ○非常用電源の稼働時間が1日未満 ○市町村が開設決定している指定福祉避難所(指定のみは除く) ○体調の悪い入所者がいる場合 ○入所者が多い施設(概ね100人以上)
B	○非常用電源の稼働時間が1日～3日未満
C	A、B以外の社会福祉施設等

- ・電源車の接続にあたっては、電気主任技術者の配置が必須である。
- ・社会福祉施設等の人命に関わる管理者は発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源設備を確保するよう努めることとされており(令和2年5月 防災基本計画:内閣府)、厚生労働省では社会福祉施設に対する「非常用自家発電設備」や「給水設備」の整備促進に向けた補助事業を実施している。

5 被害状況の集計・公表等

(1) 国への報告

被災状況の把握は、平成29年2月20日付け通知（平成31年3月11日第1次改正）「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（以下「被災状況把握通知」という。）の1（3）①により整理されている「社会福祉施設等の被災状況整理表」の様式にて行うこと。（P39～P42）

また、上記整理表は原則1日1回、厚生労働省福祉基盤課へ情報提供を行うこととされているため、災害発生後、施設所管課においては、施設等からの回答を取りまとめ、原則、毎日午後5時までに、健康福祉指導課法人指導班あて報告すること。（時点は任意）

重大な被害が生じた場合の情報提供については、健康福祉指導課を経ることなく、直接厚生労働省施設所管部局あて報告すること。

その際、健康福祉指導課法人指導班へはCC等で情報提供すること。



報告先：健康福祉指導課法人指導班 hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp
FAX 043-222-6294

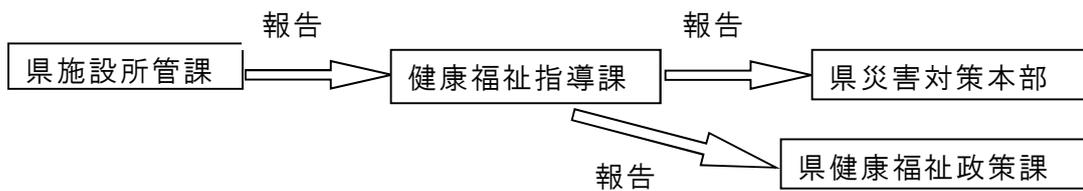
(2) 災害対策本部及び健康福祉部内への報告

①(1)の報告のほか、被害状況について災害対策本部及び部内への報告や報道機関への公表を迅速に行うため、各施設所管課は、健康福祉指導課あて「被害状況報告様式（県各課用）」に基づき被害件数等の報告を行う。

報告様式は別紙様式7（P22）を標準とするが、災害の内容に応じて変更する場合もある。

なお、報告時点や報告期限については健康福祉指導課が設定する。

②施設所管課は政令市・中核市に被害状況を確認の上、「被害状況報告様式（政令市・中核市用）」（P23：様式8）により健康福祉指導課へ報告を行う。



県施設所管課報告先

健康福祉指導課法人指導班

hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-6294

健康福祉指導課報告先

県災害対策本部

bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-1127

健康福祉政策課健康危機対策室

kenkoukiki@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-9023

【〇〇課 〇月〇日時点】

1 停電・断水の状況

施設数	うち確認済	停電	※断水	確認中
			()	

・各項目について、市町村別の数を把握しておくこと

※カッコ書きは断水のための施設で内数

2 電源車・給水車の手配状況（停電・断水の施設）

電源車	給水車
上記「停電」のうち配車済の施設数	上記「断水」のうち配車済の施設数

3 人的被害の状況

(人)

死者	行方不明者	負傷者		
		重傷者※	軽傷者※	その他

※台風に直接起因する被害で病院へ搬送された人数を記載（上記3とは重複しない）

重傷者：初期の医師の診断が全治1カ月以上、軽傷者：初期の医師の診断が全治1カ月未満

4 建物被害の状況

(施設数)

建物被害有り			
サービス提供の継続に支障有り		サービス提供の継続に支障無し	
	うち床上浸水有り		うち床上浸水有り

以下適宜確認事項を追加。

〇月〇日（ ） 〇時までに健康福祉指導課へ提出

【〇〇市〇〇福祉施設 〇月〇日時
点】

1 停電・断水の状況

施設数	うち確認済	停電	※断水	確認中
			()	

※ カッコ書きは断水のための施設で内数

2 人的被害の状況

(人)

死者	行方不明者	重傷者	軽傷者

※病院へ搬送された人数を記載

重傷者：初期の医師の診断が全治1カ月以上

軽傷者：初期の医師の診断が全治1カ月未満

3 建物被害の状況

(施設数)

重大な被害 <u>有り</u> かつ サービス提供の継続に支障 <u>有り</u>		重大な被害 <u>有り</u> ただし サービス提供の継続に支障 <u>無し</u>		軽微な被害	被害なし
	うち床上浸水有り		うち床上浸水有り		

6 参考資料

①県が所管する施設等の担当課一覧

対象施設種別		担当
1 児童関係施設		
(1)	助産施設	児童家庭課 (043-223-2322) (043-223-2320)
(2)	乳児院	
(3)	母子生活支援施設	
(4)	児童養護施設	
(5)	児童心理治療施設	
(6)	児童自立支援施設	
(7)	児童自立生活援助事業所	
(8)	小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	
(9)	婦人保護施設	
(10)	婦人相談所一時保護施設	
(11)	児童相談所一時保護施設	
2 障害児者関係施設		
(1)	障害者支援施設	障害福祉事業課 (043-223-2646)
(2)	福祉型障害児入所施設	
(3)	医療型障害児入所施設	
(4)	療養介護	

3	高齢者関係施設	
(1)	養護老人ホーム	高齢者福祉課 (043-223-2350)
(2)	特別養護老人ホーム	
(3)	軽費老人ホーム	
(4)	介護老人保健施設	高齢者福祉課 (043-223-2386)
(5)	介護医療院	
(6)	老人短期入所施設	
4	その他施設	
(1)	救護施設	健康福祉指導課 (043-223-2312)
(2)	更生施設	
(3)	宿所提供施設	

②燃料及び電源車の支援要請に係る通知(P11及びP16関連)

危 第 894 号

令和元年12月16日

各部局(庁)主管課長 様

防災危機管理部危機管理課長

災害による停電時の重要施設(医療施設等)に係る設備等調査に
ついて(依頼)

令和元年に発生した台風15号及び19号、10月25日の大雨により、県内で広範囲かつ長期間にわたり停電や断水等が発生しました。これを踏まえ、災害時における被害を最小限に抑え、電源車や石油類燃料等の円滑な調達を図るため、医療施設等重要施設の設備等を把握するための調査を実施しますので、別紙により調査票の作成・提出をお願いします。

提出後、変更等が発生した場合には、随時、報告をお願いします。

担当 防災危機管理部 危機管理課
災害対策室

TEL 043-223-2175

FAX 043-222-1127

E-mail bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

(別紙)

1 調査の目的

災害による停電時の重要施設の優先順位のほか、非常用電源の有無や油種、タンクの位置、進入経路等の給油に係る詳細な情報を事前に把握しておくことにより、災害時における円滑な燃料の受入れ体制の構築を図ることを目的とします。

2 調査対象施設

災害時の応急活動に不可欠であり、停電時に他施設より優先して電源車や燃料補給が必要と想定される施設。

燃料タンクが複数ある場合は、油種ごとに合算します。

3 提出書類及び記入要領

(1)「災害時の医療施設等重要施設に係る設備等調査(石油類燃料・電源車関係)」
※リストの作成にあたっては、別添「グループ分けの基準」を参考に、優先順位を付してください。

(2)「燃料調整シート(施設ごと)」

※ファイル名は、「一覧表の番号」+「施設名称」としてください。

①調査票記入にあたっては、別紙を参考に作成願います。

②調査票の作成には、専門知識が必要となるので、給油事業者等に確認し、記入漏れがないようお願いします。

③調査票については、1つのファイルに1施設のみ記載してください。

④「施設番号」は空欄でお願いします。

※災害時に、応急・復旧活動または、傷病者等の生命を維持するため、石油類燃料を必要とする施設であれば、民間施設も含まれます。

4 提出期限及び提出先

(1)「災害時の医療施設等重要施設に係る設備等調査(石油類燃料・電源車関係)」

令和2年1月15日(水)までに調査票を電子メールにて提出願います。

(2)「燃料調整シート(施設ごと)」

令和2年1月31日(金)までに調査票を電子メールにて提出願います。

※ファイル名は、「一覧表の番号」+「施設名称」としてください。

※データ容量の問題で電子メールによる送付が不可能な場合は、分割して送付して

いただくか、CD-R等の電子媒体での提出でも構いません。
提出先：防災危機管理部 危機管理課 災害対策室
メールアドレス：bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

5 留意事項

- (1) 調査票は燃料給油に係る関係者等に提供します。
- (2) 調査票の項目のうち、ローリーサイズ上限は進入できるタンクローリーのサイズのことですので、設置されているタンクのサイズと間違えないよう注意してください。
- (3) 本調査は、石油類燃料を供給することとなった場合に、円滑に給油することを目的としており、燃料の供給を約束するものではありません。
- (4) 調査票の作成には、専門知識が必要となるので、給油事業者等に確認のうえ、漏れがないようご記入願います。
- (5) 調査票に記入漏れがある場合や条件を満たさない施設、給油事業者等において対応できないと判断した施設については、給油候補施設の対象から除かれる場合があります。

危 第 297号
令和2年6月29日

各部局(庁)主管課長 様

防災危機管理部危機管理課長

災害による停電時の重要施設(医療施設等)に係る設備等の
追加調査について(依頼)

このことについて、災害時における電源車や石油類燃料等の円滑な調達を図り、医療施設等重要施設の設備等を把握するための調査を令和元年12月に実施したところですが、電源車の配備にあたり、東京電力パワーグリッド(株)から追加項目の調査依頼がありました。

つきましては、下記により追加項目について調査のうえ、御回答いただきますようお願いいたします。

なお、前回の調査時に未提出の場合は、追加項目を含めた全ての項目について記載し、提出済みの施設に追加・修正がある場合も併せて御回答をお願いします。

記

- 1 提出書類 「災害時の重要施設設備等の追加調査」
- 2 回答期限 令和2年7月27日(月)
- 3 提出先 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp
- 4 その他 別紙注意事項を参照願います。

(別紙) 留意事項

※本調査は令和元年12月に実施した調査の追加項目及び
前回調査からの追加、修正の調査となります

1 調査の目的(前回と同様)

災害による停電時の重要施設の優先順位のほか、非常用電源の有無や油種、タンクの位置、進入経路等の給油に係る詳細な情報を事前に把握しておくことにより、災害時における円滑な燃料の受入れ体制の構築を図ることを目的とする。

2 調査対象施設(前回と同様)

災害時の応急活動に不可欠であり、停電時に他施設より優先して電源車や燃料補給が必要と想定される施設。

燃料タンクが複数ある場合は、油種ごとに合算します。

3 提出書類及び記入要領

(1)令和元年12月の調査時に提出済の場合

ア「災害時の重要施設設備等の追加調査」

- ・12月に提出の内容を貼り付けていただき、追加項目について記載をお願いします(提出済みのデータの所在が不明な場合はお問い合わせください)

(2)令和元年12月の調査時に未提出の場合

ア「災害時の重要施設設備等の追加調査」

- ・前回の項目含め、全ての項目を記載してください。
- ・リストの作成にあたっては、別添「グループ分けの基準」を参考に、優先順位を付してください。

イ「燃料調整シート(施設ごと)」

- ・ファイル名は、「一覧表の番号」+「施設名称」としてください。

- ①調査票記入にあたっては、別紙を参考に作成願います。
- ②調査票の作成には、専門知識が必要となるので、給油事業者等に確認し、記入漏れがないようお願いします。
- ③調査票については、1つのファイルに1施設のみ記載してください。
- ④「施設番号」は空欄でお願いします。

※災害時に、応急・復旧活動または、傷病者等の生命を維持するため、石油類燃料を必要とする施設であれば、民間施設も含まれます。

4 その他

- (1) 提出された調査票は電源車及び燃料給油に係る関係者等に提供します。
- (2) 調査票の項目のうち、ローリーサイズ上限は進入できるタンクローリーのサイズのことですので、設置されているタンクのサイズと間違えないよう注意してください。
- (3) 本調査は、電源車や石油類燃料を供給することとなった場合に、円滑に接続や給油することを目的としており。電源車や燃料の供給を約束するものではありません。
- (4) 調査票に記入漏れのある場合や内容に誤りがあると、給油事業者等において対応に時間がかかる場合や供給が困難であると判断される恐れがありますので、記載事項に漏れないようにお願いします。

③被災状況の国への報告に係る通知(20ページ関連)

改正後全文

平成29年2月20日

雇児発0220第2号

社援発0220第1号

障 発0220第1号

老 発0220第1号

第1次改正

平成31年3月11日

子 発0311第1号

社援発0311第8号

障 発0311第7号

老 発0311第7号

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(公印省略)

厚生労働省老健局長

(公印省略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、従前より各都道府県においてこれらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

一般的に、社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、まずは社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に把握するとと

もに、被災自治体を始め、厚生労働省などの関係者間で共有した上、それぞれの役割分担を図りつつ、連携して必要な対策を検討していくことが重要である。

近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が見受けられることから、今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

記

1. 平時における取組について

災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況（以下「被災状況」という。）の把握等を行うに当たっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）においては、以下の取組を推進すること。

（1）被災状況の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社会福祉施設等は、様々な施設種別が存在することから、施設ごとの被災状況が漏れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局（以下「施設所管部局」という。）間との連絡調整及び被災状況の情報収集に係る取りまとめを行う

部局（以下「取りまとめ部局」という。）を定めておくこと。

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくことが望ましい。

（2）管内関係者間のネットワークの構築

災害発生時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を行う必要があることから、特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連携体制を構築しておくことが重要である。

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワークづくりを推進するとともに、災害発生時におけるそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくことが望ましい。

(3) 社会福祉施設等リストの整理

① 施設リストの作成

取りまとめ部局は、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式により、都道府県等管内の社会福祉施設等の一覧表（以下「施設リスト」という。）を作成しておくこと。なお、当該施設リストの作成に当たっては、別紙に掲げる「対象施設種別」ごとに、別紙様式中、「基本情報」欄への記載により行うこと。

② 都道府県等・市区町村間の役割分担について

取りまとめ部局は、施設リストに整理した社会福祉施設等について、災害発生時に、被災状況を、都道府県等及び市区町村がどのような役割分担で情報収集を行うか、必要な調整を行っておくこと。

また、社会福祉施設等に対して、できる限り同一の内容について、複数の者が重複して情報収集を行うことのないよう配慮することが必要であることから、あらかじめ情報収集を行うにあたって、実施手順や聞き取り内容などの標準化を図っておくことが望ましい。

ただし、災害の状況によっては、上記の役割分担どおりに情報収集を行うことが困難な場合も想定されることから、都道府県が当該市区町村に代わり、情報収集を行うなど、柔軟に対応できる体制についても検討を行っておくこと。

③ 施設リストの共有について

取りまとめ部局は、作成した施設リストを施設所管部局と共有するとともに、適切に保管し、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に情報提供を行うこと。

なお、都道府県の取りまとめ部局は、管内指定都市及び中核市の施設リストの提供を受け、これを適切に保管するとともに、管内市区町村においても施設リストが適切に保管されるよう、必要な措置を講ずること。

④ 施設リストの更新について

取りまとめ部局は、毎年度当初には施設リストの更新を行うこと。なお、基本情報の更新に当たっては、基本情報のうち、緊急連絡先など災害時の連絡体制に関するものを中心に行うことも差し支えないものとする。また、毎年度当初

以降に、社会福祉施設等が新設された場合や「基本情報」欄の情報に変更があった場合には、必要に応じて施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、可能な限り施設リストの随時更新を行うこと。

(4) 被災状況の把握方法等の検討

① 被災状況の把握方法等の検討について

取りまとめ部局は、災害発生時に、固定電話や防災電話、Eメール、SNS等具体的にどのような方法により被災状況を把握するのか、必要な検討を行っておくこと。

② 社会福祉施設等への周知について

取りまとめ部局が中心となって、平時から社会福祉施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、①により検討した方法により、速やかに都道府県等又は市区町村に対して報告を行うよう、周知を図ること。

③ 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築を検討すること。

ただし、都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。

2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況の把握等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

(1) 社会福祉施設等への被害情報等の収集

取りまとめ部局は、災害発生時には、施設リストに基づき、都道府県等及び市区町村とも連携を図りつつ、あらかじめ定めた役割分担、情報収集の方法に従って、速やかに被害情報等の収集を行うこと。

なお、被害情報等の収集に当たっては、市区町村から行うほか、関係団体など、あらゆる情報源の活用を努めること。

(2) 被災状況等の厚生労働省への情報提供

① 被災状況等の厚生労働省への情報提供について

取りまとめ部局は、原則として1日に1回、把握した被害情報等について、

別紙様式に集約した上で、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて、メールにより情報提供を行うこと。また、指定都市、中核市の取りまとめ部局にあっては、厚生労働省への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

② 重大な被害が生じた場合における情報提供について

社会福祉施設等において、「サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害が発生した場合」や「人的被害が発生した場合」には、①による情報提供に先だつて、都道府県等又は市区町村から、厚生労働省施設所管部局あて、取りまとめ部局を経ることなく、直接、被害に関する個別詳細の情報提供を行うこと。（これにより難しい場合は、この限りではない。）

なお、当該情報提供については、被害情報等を把握次第、速やかに行うこととし、様式及び方法は問わないものであること。

③ 被災状況等に応じた柔軟な対応について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び施設所管部局においては、①及び②に関わらず、災害が発生した時間帯や災害規模、被災状況、避難者の動向などを踏まえ、別紙様式における状況把握項目の追加や対象施設（通所施設等）の追加、別紙様式の都道府県等施設所管部局から厚生労働省の施設所管部局への直接送付など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

3. その他

(1) あらかじめ発生が予想できる災害について

取りまとめ部局が中心となって、台風等の気象情報により、あらかじめ発生が予想できる災害については、気象情報を踏まえ、社会福祉施設等に対して、迅速に施設利用者の避難が実施されるよう、必要な要請を行うこと。

(2) 「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて

別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等については、あらかじめ施設リストの作成は要しないこととするが、災害の状況により、これらの被災状況を把握する必要がある場合も考えられることから、介護サービス情報公表システムなどの既存情報も最大限有効に活用しつつ、可能な限り、被災状況が把握できる体制の整備に努めること。

(3) 「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の有効活用

災害発生時における対応は、1の(2)に記載のとおり、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、ボランティア団体など、平時において、多様な関係機関とのネットワークが構築されていればいるほど、支援の幅が広がることにつながるものであることから、

各都道府県においては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」を有効に活用すること。

(4) 夜間・休日等における情報提供

取りまとめ部局は、夜間・休日等において、重大な被害が生じた場合は、別途連絡する厚生労働省社会・援護局福祉基盤課又は施設所管部局の担当者の緊急連絡先に情報提供を行うこと。なお、当該緊急連絡先は、市区町村あて周知を図ること。

(別紙)

対象施設種別

1 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園等

(保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法34条の15第1項又は第2項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所)

- (13) 放課後児童クラブ
- (14) 児童厚生施設

2 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助
- (5) 短期入所
- (6) 療養介護

3 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

4 その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

(別添)

「被災状況整理表」記載要領

「(別紙様式)社会福祉施設等の被災状況整理表」については、以下に示す要領により記載すること。

(留意事項)

1. 施設リストの作成に当たっては、別紙に掲げる「対象施設種別」ごとに、別紙様式中、「基本情報」欄への記載により行うこと。
2. 「基本情報」欄の情報に変更があった場合には、可能な限り随時更新を行うとともに、少なくとも毎年度当初には更新を行うこと。
3. 災害発生時に、本様式により厚生労働省に情報提供する際は、原則として(2)の①から⑤まで及び⑫の情報並びに情報の時点に記載すること。また、情報提供については原則として1日に1回行うとともに、前回提出したときから加筆修正した箇所分かるよう、セルを黄色で着色すること。ただし、災害による影響が4日以上見込まれ、厚生労働省から依頼を行った場合には、(2)の⑥から⑪まで及び(3)についても併せて情報提供を行うこと。
4. 「人的被害の状況」が、「1. 死亡者あり」または「2. 負傷者あり」、「建物被害の状況」が「1. サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり」となっている施設については、厚生労働省に対し、この様式による情報提供に加え、被害等の個別詳細の報告を行うこと。

(1)「基本情報」欄について

①「被害確認担当自治体」欄

各施設について、被害情報等の収集を行う担当都道府県・市町村名を記載する。

②「所在市町村」欄

施設の所在地の市町村名について記載する。

③「施設種別」欄(プルダウン設定)

「(別紙)対象施設種別」に掲げる施設種別から選択する。

④「法人種別」欄(プルダウン設定)

法人種別に応じて選択する。

⑤「緊急連絡先」欄

(別添)

固定電話が繋がらない場合に連絡をとることができる連絡先を記載する。

(2)「被害情報等」欄について

①「連絡確認の有無」欄(プルダウン設定)

「1. 有」「2. 無」の選択肢から選択する。

②「人的被害の状況」欄(プルダウン設定)

「1. 死亡者あり」「2. 負傷者あり」「3. 被害なし」の選択肢から選択する。

なお、選択の判断基準については、次に示すとおりとする。

「1. 死亡者あり」…施設利用者に死亡者が発生した場合に選択する。

「2. 負傷者あり」…施設利用者に負傷者が発生した場合に選択する。

「3. 被害なし」…施設利用者に人的被害がなかった場合に選択する。

(留意点)2つ以上に該当する場合は、被害の大きい方の選択肢を選択する。

③「建物被害の状況」欄(プルダウン設定)

「1. サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり」「2. サービス提供の継続に支障はないが、重大な被害あり」「3. 軽微な被害あり」「4. 被害なし」の選択肢から選択する。

なお、選択の判断基準については、次に示すとおりとする。

「1. サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり」…施設建物に施設のサービス提供の継続に必要な機能が失われるほどの建物被害が発生した場合に選択する。

「2. サービス提供の継続に支障はないが、重大な被害あり」…施設建物におおむね80万円以上(保育所については40万円以上)の建物被害が発生した場合に選択する。

「3. 軽微な被害あり」…施設建物におおむね80万円未満(保育所については40万円未満)の建物被害が発生した場合に選択する。

「4. 被害なし」…施設建物に建物被害がなかった場合に選択する。

(留意点)2つ以上に該当する場合は、被害の大きい方の選択肢を選択する。

④「入所者の他施設等の避難の有無」欄(プルダウン設定)

「1. 有」「2. 無」の選択肢から選択する。

⑤「被害状況の詳細」欄

「人的被害の状況」、「建物被害の状況」その他災害により発生した被害の状況について詳細等を記載する。

⑥「断水の状況」欄(プルダウン設定)

「1. 有」「2. 無」の選択肢から選択する。

(別添)

⑦「停電の状況」欄(プルダウン設定)

「1.有」「2.無」の選択肢から選択する。

⑧「飲料水・食料の状況」欄(プルダウン設定)

「1.定期的に充分確保できている」「2.2・3日分以上確保している」「3.2・3日分以上確保しているが、その後については、確保に支障がある見通し・可能性」「4.今日の確保にも支障がある」の選択肢から選択する。

⑨「生活用水の状況」欄(プルダウン設定)

「1.定期的に充分確保できている」「2.2・3日分以上確保している」「3.2・日分以上確保しているが、その後については、確保に支障がある見通し・可能性」「4.今日の確保にも支障がある」の選択肢から選択する。

⑩「自家発電装置の燃料の状況(停電時)」欄(プルダウン設定)

「1.定期的に充分確保できている」「2.2・3日分以上確保している」「3.2・3日分以上確保しているが、その後については、確保に支障がある見通し・可能性」「4.今日の確保にも支障がある」「5.自家発電装置を保有していない」の選択肢から選択する。

⑪「保育所等の開所の有無」欄(プルダウン設定)(児童関係施設のみ)

保育所・認定こども園等及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)について、「1.有」「2.無」の選択肢から選択する。

⑫「情報元(施設担当者)」欄

被害状況等の報告を行った施設の担当者を記載する。

(3)「避難状況(及び代替保育等状況)」欄について

「避難状況(及び代替保育等状況)」欄については、「入所者の他施設等の避難の有無」欄において「1.有」と回答した施設、かつ、「建物被害の状況」欄において「1.サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり」とされた施設について、以下のとおり記載すること。

①「災害発生時の入所者数(利用者数)」欄

災害発生時の被災施設の入所者数(利用者数)を記載する。

②「うち避難者数(、代替保育・他所での受入人数)」欄

災害発生時の入所者数(利用者数)のうち、被災施設から他施設等に避難している人数を記載する。

(別添)

なお、児童関係施設のうち、保育所等の場合は、代替保育等を利用している人数及び代替保育等を必要としていない人数を記載する。

※(3)の③及び④の合計数が②となるよう留意する。

③「避難先」欄

避難者の避難先については、「他施設」(他の社会福祉施設等)、「病院」、「避難所」、「自宅」及び「その他」欄に避難している人数をそれぞれ記載する。

④「代替保育・受入施設」欄(児童関係施設のみ)

児童関係施設のうち、保育所等については、「他保育所等」及び「他保育所等以外」(保育所等以外の社会福祉施設等)欄に代替保育等を利用している人数を、「代替保育等不要」欄に代替保育を必要としていない人数をそれぞれ記載する。

⑤「避難者に関する留意事項」欄

避難している入所者(利用者)の状態等について、特筆することがあれば記載する。

発行 千葉県健康福祉部健康福祉指導課
住所 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
電話番号 043-223-2351
FAX 043-222-6294
